

平成28年度

決

算

を

問

う



総括質疑

決算特別委員会

決算特別委員会では、9月19日から22日の4日間、19人の議員が決算全般について、質疑を行いました。

ふるさと納税

ふるさと納税は、本来地域の振興に活用するのが趣旨である。区ならではの寄付の目的を設定し、寄付者の心をつかむアイデアが必要では。

中野駅西口広場整備

西口広場が早めに更地になった場合、地域の行事などに使用することはできるのか。現段階で空く区間が出るのか、判断が難しい。

公共基準点調査

滅失した公共基準点の復元、その先の定期的な維持管理について計画的に行っていく必要があるが、今後の区のスケジュールは。

平成30年度は、滅失の現状を踏まえた計画を策定し、平成31年度からは、維持管理



自由民主党議員団 内川 和久

作業に着手する予定である。

避難所機能の充実

大規模な災害時には、負傷者の数が相当数増える。けがや骨折等へ対処する体制や、備蓄医薬品等に関して更に拡充する必要があるのでは。

中野区災害医療連携会議で検討を重ね、十分な準備をしていきたい。

地域の避難所に指定されている旧中野中跡地については、定期的な維持管理が必要と考えるが、区の見解は。

安全性を確保する適切な維持管理が必要である。

堀江敬老館の移転整備

中野三丁目の寄付物件が改築されるまでの間、敬老館は一時的に他に移転する必要があるが、その移転先は。

閉鎖予定の中野二丁目保育室を利用する予定である。



公明党議員団 平山 英明

就学援助

28年度の中野区立小・中学校就学援助認定者数及び認定率について、当初認定と決算時の数値が異なる理由は。

当初認定の数値は、4月の申請を認定とした数であるが、追加認定者が生じるため、決算時の数値とは異なる。29年3月31日の文部科学

省通知は、新入生が入学前に必要な学用品をそろえられるようにするための配慮では。

就学予定者として小学校入学前の支給を補助対象にしたものと承知している。

新中学1年生について、準要保護認定を受け、入学準備が必要な小学6年生を支給対象にすることはできないか。認定の判断基準が二重に



日本共産党議員団 長沢 和彦

中野駅周辺まちづくり

昨年6月に示された中野駅西側南北自由通路・橋上駅舎整備の区負担額は11.9億円であったが新北口駅前広場と道路一体建物の接続により、区の負担額増額はあるのか。

整備費用は工程調整による現場の施工条件で変わることで想定され、調整の中で負担額を明らかにしていきたい。

区の負担額は第三者による検証も必要とのことだったが、第三者とは何を指すのか。

UR都市機構への委託作業を通じ、鉄道上空の整備に詳しい実績のある団体に工事費の確認を行っている。

既に検証を進めているというところか。

基本設計成果の報告の内容を基に進めてきている。

なることや、支給後、転出する人や私立学校に進学する人の扱いなど検討すべき課題があると認識している。

まちづくりの諸課題

介護保険料算定に当たり、土地の提供による一時所得は、税控除が反映されない。保険料算定に係る所得指標の見直しは、区独自の判断で今年度から実施可能だが、中野区が実施していない理由は。

介護保険事業計画期間中の保険料改定は原則行えないこと、30年度に利用者負担割合等の同様の改正を予定して

区側の負担額は実施計画とあわせて示されるのか。

実施設計作業の結果とあわせて報告する。

平和の森公園再整備計画

平和の森公園再整備事業の委託契約について、競争入札で落札した業者から契約解除の申し出があった。区は平成28年度内に一定の成果が求められるなどとの必要な協議を進めることができないことを理由の一つとして他の業者と随意契約を行ったが、都から何を求められていたのか。

実施設計委託により建築計画に影響する駐車施設等の協議をまとめる必要があった。

オリンピック選手練習場とし、事前誘致が図られる公算はあるのか。その際は区民が利用できなくなるのでは。

現在検討中の基本設計案で示すことを考えており、この段階で、議会と区民に説明していく予定である。

改築となる小学校の校庭では、町会・自治会のイベント等においてテントを張ったり、火気を使用してきたが、新校で同様の地域の取り組みが制限されることはないか。

校庭の材質は今後検討していくが、その取り組みに多少変更が必要となる場合、運用を柔軟に対応していきたい。

公式練習会場の誘致については、現在組織委員会と国際競技連盟との間で協議を行っているという趣意がある。

新体育館整備における公園の未開設部分は都下水道局との関係で貸借料が発生すると思われるが、都から貸借料金が提示されているのでは。

減免率や土地の鑑定条件等を含めた貸借料の考え方の協議を進めてきたが、具体的な貸借料は提示されていない。

示される時期はいつなのか。示された金額について協議で変更の余地があるのか。

東京都財産価格審議会の評定を経て今年11月に決定する予定だが、変更できない。

貸借料の多寡により新体育館の利用者に、高い施設使用料を押し付けられないか。

土地賃借料を使用料算定の基礎に算入する予定はない。